



令和7年6月13日(金) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
男女共同参画推進課	男女共同参画係	柴田	内線 3574 直通 058-272-8236 FAX 058-278-2611

## 「県女性相談支援センター」における令和6年度相談件数等について

県女性相談支援センターでは、女性が抱えているさまざまな悩みや問題について、電話やメール、来所により相談を受け付けています。

このたび、令和6年度の相談件数などを取りまとめましたのでお知らせします。

### 1 相談件数（電話・メール・来所）

令和6年度の相談総件数は、3,025件で前年度に比べ0.6%減少しました。電話相談、来所相談ともに減少しています。

相談種別	令和6年度	令和5年度	対前年度比
電話（件）	2,708	2,725	99.4%
メール（件）	27		—
来所（件）	290	319	90.9%
計	3,025	3,044	99.4%

※

※メール相談は令和6年11月から開始(このため、対前年比のデータはありません。)

### 2 相談者

相談者は「本人自身」が最も多く、2,781件で全体の91.9%を占めています。続いて「縁故者・知人」が91件で3.0%、「他の女性相談支援員等」が40件で1.3%の順となっています。

経路別	本人自身	本人自身以外											計
		警察関係	法務関係	他の女性相談支援員等	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	縁故者・知人	その他	
件数	2,781	19	4	40	26	0	4	8	3	0	91	49	3,025
割合	91.9%	0.6%	0.1%	1.3%	0.9%	0.0%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	3.0%	1.6%	

※割合は小数第2位を四捨五入している関係で、合計が100%となりません。

### 3 相談内容（主訴）別相談件数

相談内容は、「夫等の暴力」（DV（※）被害相談）が1,115件と全体の36.9%を占め、対前年度比0.8%増となっています。「その他」には、近隣とのトラブルや、職場内・友人など様々な人間関係の相談が含まれ、全体の37.9%、対前年度比3.5%増となっています。

※本資料でいう「DV」とは、「夫等からの暴力」のことを言い、夫等には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の定義と同様、元配偶者、事実上婚姻関係にある者又はあった者を含みます。

※当センターでは、女性の相談を受け付けていますが、DV被害相談については、男性からの相談も受け付けており、「夫等の暴力」の件数には、その数を含みます。

内容別	人間関係										経済関係			医療関係			住宅問題・帰住先なし	売春・売春強要	人身取引	不純異性交遊・暴力団関係	計			
	夫等の暴力	離婚問題	子どもからの暴力	親の暴力	その他親族の暴力	交際相手からの暴力	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	その他	生活困窮	求職	その他	病気	精神的問題	その他								
件数	2,751	1,115	176	36	126	25	55	42	22	7	1,147	60	20	10	30	182	61	98	23	30	1	0	1	3,025
割合	90.9%	36.9%	5.8%	1.2%	4.2%	0.8%	1.8%	1.4%	0.7%	0.2%	37.9%	2.0%	0.7%	0.3%	1.0%	6.0%	2.0%	3.2%	0.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

※割合は小数第2位を四捨五入している関係で、合計が100%となりません。

### 4 一時保護件数

一時保護件数（保護された女性の人数）は60件で、前年度と同数となりました。

うちDVによる保護は28件で、保護件数の46.7%を占め、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の施行（平成13年10月）後、初めて50%を下回りました。DVだけでなく、親や子どもからの暴力、生活困窮により住まいから追い出されて帰住先がないなど、一時保護の理由は多岐にわたっています。

また、一時保護された女性の同伴児・者の保護は45人で、前年度に比べ19.6%減少しました。

	令和6年度	令和5年度	対前年度比
一時保護件数(件) (=一時保護された女性の人数)	60	60	100.0%
うちDV保護(件)	28	38	73.7%
DV保護の割合	46.7%	63.3%	—
同伴児・者(人)	45	56	80.4%
うちDV保護による同伴児・者(人)	30	49	61.2%

※一時保護：被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護する必要がある場合等、必要に応じて短期間（原則2週間以内）保護します。

※同伴児・者：一時保護を必要とする女性に同伴する児童や家族も一時保護の対象となります。

## 女性相談支援センター相談窓口

女性相談支援センターは、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条に基づき設置された県の機関です。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条の規定により、各都道府県に求められている配偶者暴力相談支援センターの機能も併せ持っています。

具体的には、女性が抱えているさまざまな悩みや問題について電話相談や来所相談を受け付け、相談者の問題解決や社会的自立に向けての助言・支援を行います。

また、保護を必要とする女性について、一時保護などの支援を行っています。

あなたと一緒に問題の解決方法を探り、あなたの人生を切り開いていくための助言や情報提供を行っています。お気軽にご相談ください。

### DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？

配偶者（元配偶者や事実上婚姻関係にある又はあった者を含む）からふるわれる暴力・暴言のことです。

県が行う女性支援事業では、親子間、恋人間など親密な関係にある者からふるわれる暴力・暴言も支援の対象としています。

#### ◆DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

- ・身体的暴力…殴る、蹴る、首を絞める、物を投げる、刃物を突きつける等
- ・精神的暴力…大声でののしる、脅す、無視をする、恥をかかせる等
- ・性的暴力…セックスを強要する、避妊に協力しない、ポルノを無理やり見せる等
- ・経済的暴力…生活費を渡さない、支出を細かくチェックする、金銭的自由を与えない等
- ・社会的暴力…実家や友人との付き合いを制限する、行動を監視する、携帯電話をチェックする等
- ・子どもを巻き込んだ暴力…子どもの前で暴力をふるう（児童虐待）、子どもに危害を加える、子どもを取り上げようとする、子どもに悪口をふきこむ等

～ひとりで悩まずに、まず相談してください～

ご相談は、無料です。

相談電話番号  
電話相談

058-213-2131

平日 9:00～18:00（年末年始を除く）

※DVに関する電話相談は、男性の相談も受け付けます。

メール相談

Eメールアドレス

jyoseisoudan@govt.pref.gifu.jp

面接相談

平日 9:00～17:00（年末年始を除く）**※予約制**